



2019年7月23日

各 位

会 社 名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 中川 健治
(JASDAQ・コード2437)
問合せ先 執行役員経理部長 益戸 佳治
電話番号 03-5537-8024
(<http://www.shinwa-wise.com>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年7月23日開催の取締役会において、2019年8月29日開催予定の第30回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことが出来るようにするため、当社との間で責任限定契約を締結できる者の範囲を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第29条 (条文省略)	第1条から第29条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約)	(取締役との責任限定契約)
第30条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。	第30条 当社は会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第31条から第40条 (条文省略)	第31条から第40条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間</u>で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条から第49条（条文省略）</p>	<p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間</u>で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第42条から第49条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2019年8月29日
2019年8月29日

以上